

韓国知的財産ニュース 2021年10月後期

(No. 449)

発行年月日：2021年11月4日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、10月16日から31日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 デザイン保護法の一部改正法律（法律第18500号）
- 1-2 商標法の一部改正法律（法律第18502号）
- 1-3 特許法の一部改正法律（法律第18505号）
- 1-4 発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第32073号）
- 1-5 特許審判に専門審理委員制度を導入・施行（10月21日）
- 1-6 デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第433号）
- 1-7 韓国特許戦略開発院を大田広域市への移転公共機関に指定
（国土交通部告示第2021-1178号）

関係機関の動き

- 2-1 これから海外特許出願も海外知的財産センターから利用できます
- 2-2 韓国特許庁、「新電子出願ソフトウェア、全国民テスト体験団」募集
- 2-3 科学技術と知的財産の融合際、江原で開幕
- 2-4 発明で未来を準備する高校生たち、一堂に集まった！
- 2-5 特許庁・産業通商資源部、有望な知的財産創業企業の選定結果発表
および投資誘致説明会を実施
- 2-6 「2021 特許庁青少年発明記者団フェスティバル」開催

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 デジタル技術で具現される画像デザイン制度が初施行
- 4-2 デザイン保護法、これからはデジタルだ

その他一般

- 5-1 スマートホームで楽しめる賢いおうち生活
- 5-2 ホログラム、実際と仮想の境界を崩すディスプレイ時代の到来
- 5-3 新南方政策4年、知的財産での協力で韓国企業のASEAN進出拡大

法律、制度関連

1-1 デザイン保護法の一部改正法律（法律第18500号）

電子官報（2021.10.19.）

国会で成立したデザイン保護法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021年10月19日

法律第18500号

デザイン保護法の一部改正法律

デザイン保護法の一部を次のように改正する。

第18条第2項の本文のうち、「補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由」を「正当な理由」に、「認められる場合には」を「認められた際には」とする。

第48条第4項第2号のうち、「再審査を請求する時」を「再審査の請求期間」とする。

第49条第2項のうち、「その決定謄本をデザイン登録出願人に送達した日から30日」を「第119条による補正却下決定に対する審判請求期間」とする。

第50条に第4項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

④分割の基礎となったデザイン登録出願が第51条による優先権を主張したデザイン登録出願である場合には、第1項により分割出願をした際にその分割出願に対しても優先権主張をしたものとみなし、分割の基礎となったデザイン登録出願に対して第51条により提出された書類又は書面がある場合には、その分割出願に対しても書類又は書面が提出されたものとみなす。

⑤第4項により第51条による優先権主張をしたものとみなす分割出願に対しては、分割出願をした日から30日以内に、その優先権主張の全部又は一部を取り下げることができ

る。

第63条第1項のうち、「第62条によってデザイン登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第62条によりデザイン登録拒絶決定をしようとする場合
2. 第66条の2第1項による職権再審査をして取り消されたデザイン登録決定前に既に通知した拒絶理由でデザイン登録拒絶決定をしようとする場合

第64条第1項の本文のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第66条の2を次のように新設する。

第66条の2（デザイン登録決定以降の職権再審査）①審査官は、デザイン登録決定をした出願について明白な拒絶理由を発見した場合には、職権でデザイン登録決定を取り消し、そのデザイン登録出願を再度審査（以下「職権再審査」という。）することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 拒絶理由が第35条第1項、第37条第4項、第40条から第42条までに該当する場合
2. そのデザイン登録決定に基づいてデザイン権が設定登録された場合
3. そのデザイン登録出願が取り下げられるか、又は放棄された場合

②第1項により審査官が職権再審査をするためには、デザイン登録決定を取り消すという事実をデザイン登録出願人に通知しなければならない。

③デザイン登録出願人が第2項による通知を受ける前に、そのデザイン登録出願が第1項第2号又は第3号に該当することになった場合には、デザイン登録決定の取り消しは最初からなかったこととみなす。

第84条第1項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な理由」とする。

第110条の題目「(質権行使によるデザイン権の移転による通常実施権)」を「(質権行使等によるデザイン権の移転による通常実施権)」とし、同条の前段のうち、「デザイン権者」を「デザイン権者（共有のデザイン権の分割請求した場合には、分割請求をした共有者を除いた残りの共有者をいう。）」に、「質権設定」を「質権設定又は共有のデザイン権の分割請求」とする。

第111条の題目「(相続人がいない場合のデザイン権消滅)」を「(相続人がいない場合等のデザイン権の消滅)」とし、同条の題目以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②清算手続きが進行中である法人のデザイン権は、法人の清算終結登記日（清算終結登記になっても清算事務が事実上終わってない場合には、清算事務が事実上終わった日と清算終結登記日から6ヶ月が経過した日のいずれか早い日をいう。以下この項において同じ。）まで、そのデザイン権の移転登録をしなかった場合は、清算終結登記日の翌日に消滅される。

第119条のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第120条のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第195条の2を次のように新設する。

第195条の2（デザイン登録決定以降の職権再審査の特例）国際デザイン登録出願に対しては、第66条の2を適用しない。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（手続の無効等に関する適用例）第18条第2項の改正規定は、この法律施行前に補正命令を受けた者が正当な事由で補正期間を守ることができず、デザインに関する手続が無効になった場合であり、この法律施行当時にその事由が消滅された日から2ヶ月が経過していない場合にも適用する。

第3条（出願の補正に関する適用例）第48条第4項の改正規定は、この法律施行前にデザイン登録拒絶決定謄本の送達を受けた場合で、この法律施行当時に第64条第1項による再審査請求期間が終わっていない場合に対しても適用する。

第4条（補正の却下に関する適用例）第49条第2項の改正規定は、この法律施行後に補正却下決定謄本の送達を受けたデザイン登録出願（複数デザイン登録出願された一部デザインに対して却下決定をした場合には、その一部デザインをいう。）から適用する。

第5条（出願の分割に関する適用例）第50条第4項及び第5項の改正規定は、この法律施行後に出願した分割出願から適用である。

第6条（デザイン登録決定以降の職権再審査等に関する適用例）第63条第1項及び第66条の2の改正規定は、この法律施行後に出願されたデザイン登録出願から適用する。

第7条（再審査請求等に関する適用例）第64条第1項の改正規定は、この法律施行後に第62条によるデザイン登録拒絶決定の謄本の送達を受けたデザイン登録出願から適用する。

第8条（登録料の追加納付又は補填によるデザイン登録出願とデザイン権の回復等に関する適用例）第84条第1項の改正規定は、この法律施行前に出願人などが正当な事由で登録料の納付期間内に登録料を納付しないか、又は補填期間内に補填しなかった場合であり、この法律施行当時にその事由が消滅された日から2ヶ月が経過していない場合にも適用する。

第9条（質権行使等によるデザイン権の移転による通常実施権に関する適用例）第110条の改正規定は、この法律施行後に共有のデザイン権の分割を請求した場合から適用する。

第10条（清算手続が進行中である法人のデザイン権消滅に関する適用例）第111条第2項の改正規定は、この法律施行後に清算終結登記が行われた法人のデザイン権から適用する。

第11条（補正却下決定に対する審判に関する適用例）第119条の改正規定は、この法律施行後に補正却下決定の謄本の送達を受けたデザイン登録出願から適用する。

第12条（デザイン登録拒絶決定又はデザイン登録取消決定に対する審判に関する適用例）

第120条の改正規定は、この法律施行後に拒絶決定謄本の送達を受けた登録デザインから適用する。

改正理由及び主要内容

分割出願時に出願人の過ち等によって優先権主張の趣旨の記載等が欠落された場合、優先権主張の期間以内に出願された他人のデザイン登録出願や自分が公知したデザインにより当該のデザイン登録出願の登録が拒絶される場合を防止し、出願人の便宜を図ることができるようにする。

また、デザイン登録決定の後、登録料を納付する前までに審査官が明白な拒絶理由を発見した場合、職権で登録決定を取り消して再審査することができるようにし、デザイン登録の無効可能性を事前に遮断する。一方、競売等により他人に共有のデザイン権が移転されても、デザイン権者が共有物の分割請求前に、そのデザインを実施している場合には、通常実施権を付与して実施事業を継続できるようにしてデザイン権者を保護する。そして、補正却下決定、拒絶決定及び登録取消決定に対して出願人及び権利者に十分な審判請求期間を提供し、審判の準備が充実にできるようにする等、出願人及び権利者の便宜向上と権利保護を強化しようとするものである。

<法制処提供>

1-2 商標法の一部改正法律（法律第18502号）

電子官報（2021.10.19.）

国会で成立した商標法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021年10月19日

法律第18502号

商標法の一部改正法律

商標法の一部を次のように改正する。

第18条第2項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な事由」に、「認められる場合には」を「認められた際には」とする。

第42条第2項のうち、「その決定謄本を出願人に送達した日から30日」を「第115条による補正却下決定に対する審判請求期間」とする。

第45条に第3項から第5項までをそれぞれ次のように新設する。

③分割の基礎となった商標登録出願が第46条により優先権を主張した商標登録出願である場合には、第1項により分割出願をした際にその分割出願に対しても優先権主張をしたものとみなし、分割の基礎となった商標登録出願に対して第46条により提出された書類又は書面がある場合には、その分割出願に対しても該当書類又は書面が提出されたものとみなす。

④第3項により第46条による優先権主張をしたものとみなす分割出願に対しては、分割出願をした日から30日以内に、その優先権主張の全部又は一部を取り下げることができる。

⑤第47条による出願時の特例に関しては、第3項及び第4項を準用する。

第55条第1項の前段のうち、「第54項によって商標登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」に、「同条」を「第54条」にし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第54条により商標登録拒絶決定をしようとする場合
2. 第68条の2第1項による職権再審査をして取り消された商標登録決定前に、既に通知した拒絶理由により商標登録拒絶決定をしようとする場合

第68条の2を次のように新設する。

第68条の2（商標登録決定以降の職権再審査）①審査官は、商標登録決定をした出願について明白な拒絶理由を発見した場合には、職権で商標登録決定を取り消し、その商標登録出願を再度審査（以下「職権再審査」という。）することができる。但し、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

1. 拒絶理由が第38条第1項に該当する場合
2. その商標登録決定により商標権が設定登録された場合
3. その商標登録出願が取り下げられるか、又は放棄された場合

②第1項により審査官が職権再審査をするためには、商標登録決定を取り消すという事実を出願人に通知しなければならない。

③出願人が第2項による通知を受ける前に、その商標登録出願が第1項第2号又は第3号に該当することになった場合には、商標登録決定の取り消しは最初からなかったこととみなす。

第77条第1項各号外部分の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な理由」とする。

第87条第2項の前段のうち、「第1項によって指定商品の追加登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第1項により指定商品の追加登録拒絶決定をしようとする場合
2. 第88条第2項により準用される第68条の2第1項による職権再審査をして取り消された指定商品の追加登録決定前に、既に通知した拒絶理由で、指定商品に対する追加登録拒絶決定をしようとする場合

第88条第2項のうち、「第70条まで」を「第68条まで、第68条の2、第69条、第70条」とする。

第92条第2項のうち、「第2条第1号又目に」を「第2条第1号ル目に」とする。

第104条の2を次のように新設する。

第104条の2（質権行使等による商標権の移転による通常使用权）商標権者（共有の商標権を分割請求した場合には、分割請求をした共有者を除いた残りの共有者をいう。）は、商標権を目的とする質権設定又は共有の商標権の分割請求前に指定商品に関して、その登録商標を使用している場合には、その商標権が競売等により移転されても、その商標権に対して指定商品のうち使用している商品に限って通常使用权を有する。この場合、商標権者は競売等によって商標権の移転を受けた者に相当の対価を支払わなければならない。

第115条の「30日」を「3ヶ月」とする。

第116条の「30日」を「3ヶ月」とする。

第193条の題目のうち、「補正の」を「補正等の」とし、同条に第3項を次のように新設する。

③国際商標登録出願については、第68条の2を適用しない。

第210条第2項の前段のうち、「第1項により商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合には」を「次の各号のいずれかに該当する場合には」とし、同項に各号を次のように新設する。

1. 第1項により商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合
2. 第212条により準用される第68条の2第1項による職権再審査をして取り消された商品分類転換登録決定の前に、既に通知した拒絶理由で商品分類転換登録拒絶決定をしようとする場合

第212条のうち、「第68条から第70条まで」を「第68条、第68条の2、第69条、第70条」とする。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（手続の無効等に関する適用例）第18条第2項の改正規定は、この法理施行前に補正命令を受けた者が正当な事由で補正期間を守ることができず、商標に関する手続が無効になった場合であり、この法律施行当時にその事由が消滅された日から2ヶ月が経過

していない場合にも適用する。

第3条（補正の却下に関する適用例）第42条第2項の改正規定は、この法律施行後に補正却下決定の謄本の送達を受けた商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録の申請から適用する。

第4条（出願の分割に関する適用例）第45条第3項から第5項までの改正規定は、この法律施行後に出願した分割出願から適用する。

第5条（商標登録決定以降の職権再審査等に関する適用例）第55条第1項、第68条の2、第87条第2項、第88条の第2項、第210条第2項及び第212条の改正規定は、この法律施行後に出願された商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録の申請から適用する。

第6条（商標登録料納付又は補填による商標登録出願の回復等に関する適用例）第77条第1項の改正規定は、この法律施行前に出願人などが正当な事由で商標登録料の納付期間内に商標登録料を納付しないか、又は補填期間内に補填しなかった場合であり、この法律施行当時にその事由が消滅された日から2ヶ月が経過していない場合にも適用する。

第7条（質権行使等による商標権の移転による通常実施権に関する適用例）第104条の2の改正規定は、この法律施行後に商標権を目的とする質権が設定されるか、又は共有の商標権の分割を請求した場合から適用する。

第8条（補正却下決定に対する審判に関する適用例）第115条の改正規定は、この法律施行後に補正却下決定の謄本の送達を受けた商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録の申請から適用する。

第9条（拒絶決定に対する審判に関する適用例）第116条の改正規定は、この法律施行後に拒絶決定謄本の送達を受けた商標登録出願、指定商品追加登録出願又は商品分類転換登録の申請から適用する。

改正理由及び主要内容

分割出願時に出願人の過ち等によって優先権主張の趣旨の記載等が欠落された場合、優先権主張の期間以内に出願された他の商標登録出願により当該の商標登録出願の登録が拒絶される問題が発生するため、それを防止し、出願人の便宜を図ることができるようにする。

また、商標登録決定の後、登録料を納付する前までに審査官が商標登録決定を受けた出願に関して明白な拒絶理由を発見した場合、職権で商標登録決定を取り消してその出願に対して再審査できるようにすることで、瑕疵のある出願商標の登録を防止して商標登録の無効可能性を事前に遮断する。一方、競売等により他人に商標権や共有の商標権が移転されても、その商標権者が質権設定又は共有物の分割請求前に、指定商品に関してその登録商標を使用している場合には、通常実施権を付与して商標を継続的に使用できるよう

にすることで商標権者を保護する。そして、補正却下決定及び拒絶決定に対して出願人に十分な審判請求期間を提供し、審判の準備が充実にできるようにする等、出願人の便宜を向上させようとするものである。

<法制処提供>

1-3 特許法の一部改正法律（法律第 18505 号）

電子官報（2021. 10. 19.）

国会で成立した特許法の一部改正法律を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021 年 10 月 19 日

法律第 18505 号

特許法の一部改正法律

特許法の一部を次のように改正する。

第16条第2項の本文のうち、「補正命令を受けた者が責任を負うことができない事由」を「正当な事由」とする。

第52条第1項第2号のうち、「30日」を「3ヶ月」とし、同条第4項から第6項までをそれぞれ第6項から第8項までとし、同条に第4項及び第5項をそれぞれ次のように新設する。

④分割の基礎となった特許出願が第54条又は第55条により優先権を主張した特許出願である場合には、第1項により分割出願をした際にその分割出願に対しても優先権を主張したものとみなし、分割の基礎となった特許出願に対して第54条第4項により提出された書類又は書面がある場合には、分割出願に対しても該当書類又は書面が提出されたものとみなす。

⑤第4項により優先権を主張したものとみなす分割出願に関しては、第54条第7項又は第55条第7項による期限が経過した後にも分割出願をした日から30日以内にその優先権主張の全部又は一部を取り下げることができる。

第52条の2を次のように新設する。

第52条の2（分離出願）①特許拒絶決定を受けた者は、第132条の17による審判請求が棄却された場合に、その審決の謄本の送達を受けた日から30日（第186条第5項により審判長が付加期間を定めた場合には、その期間をいう。）以内に、その特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲内で、その特許出願の一部を新しい特許出願に分離することができる。この場合、新しい特許出願の請求範囲には、次の

各号のいずれかに該当する請求項のみ記載することができる。

1. その審判請求の対象となる特許拒絶決定で拒絶されなかった請求項
2. 拒絶された請求項から、その特許拒絶決定の基礎となった選択的記載事項を削除した請求項

3. 第1号又は第2号による請求項を第47条第3項各号（同項第4号は除く。）のいずれかに該当するように記載した請求項

4. 第1号から第3号のうち、いずれかの請求項からその特許出願の出願書に最初に添付された明細書又は図面に記載された事項の範囲を外れた部分を削除した請求項

②第1項により分離された特許出願（以下「分離出願」という。）に関しては、第52条第2項から第5項までの規定を準用する。この場合、「分割」は「分離」に「分割出願」は「分離出願」とみなす。

③分離出願をする場合には、第42条の2第1項の後段又は第42条の3第1項にもかかわらず、特許出願書に最初に添付した明細書に、請求範囲を記載しないか、又は明細書及び図面（図面の中の説明部分に限定する。）を国語以外の言語で書くことはできない。

④分離出願は新たな分離出願、分割出願又は「実用新案法」第10条による変更出願の基礎とすることはできない。

第53条第1項第1号のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第55条第1項第2号のうち、「分割出願若しくは」を「分割出願又は第52条の2第2項（「実用新案法」第11条により準用される場合を含む。）による分離出願であるか」とし、同項第4号のうち、「特許可否の決定、実用新案登録可否の決定」を「設定登録されたか、特許拒絶決定、実用新案登録拒絶決定」とし、同条に第8項を次のように新設する。

⑧第1項による優先権主張の基礎となった先出願は、第79条による設定登録を受けることができない。但し、該当の先出願を基礎とした優先権主張が取り下げられた場合は、この限りでない。

第56条第1項第2号のうち、「特許可否の決定、実用新案登録可否の決定」を「設定登録されたか、特許拒絶決定、実用新案登録拒絶決定」とする。

第59条第3項のうち、「分割出願」を「分割出願、分離出願又は」とし、「分割出願をした日」を「分割出願をした日、分離出願をした日」とする。

第62条第6号のうち、「分割出願の場合」を「分割出願又は第52条の2第1項による範囲を外れる分離出願の場合」とする。

第67条の2第1項の本文のうち、「特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から30日」を「特許決定の謄本の送達を受けた日から第79条による設定登録を受けるまでの期間又は特許拒絶決定謄本の送達を受けた日から3ヶ月」とし、同項のただし書のうち、「再審査を請求する際に既に再審査による特許拒絶決定があるか、又は第132条の17による審判請求がある」を「次の各号のいずれかに該当する」とし、同項に各号を次のように新設し、同条第3項の本文のうち、「特許拒絶決定」を「特許決定又は特許拒絶決定」とする。

1. 再審査を請求する際に、既に再審査による特許可否の決定がある場合
2. 第132条の17による審判請求がある場合（第176条第1項により特許拒絶決定が取り消された際には除く。）
3. その特許出願が分離出願である場合

第67条の3第1項の各号外部分の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な事由」にする。

第81条の3第1項の本文のうち、「責任を負うことができない事由」を「正当な事由」にする。

第92条の2第4項の各号外部分のうち、「第52条第2項」を「第52条第2項、第52条の2第2項」とし、同項に第2号の2を次のように新設する。

2の2. 第52条の2による分離出願の場合は、分離出願をした日

第122条の題目のうち、「質権行使」を「質権行使等」とし、同条前段のうち「特許権者」を「特許権者（共有の特許権の分割請求の場合には、分割請求をした共有者を除いた残りの共有者をいう。）」とし、「質権設定又は共有の特許権の分割請求」とする。

第132条の17の「30日」を「3ヶ月」とする。

第133条第1項第7号のうち、「分割出願の場合」を「分割出願又は第52条の2第1項の各号外部分前段による範囲外の場合」とする。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条（手続きの無効等に関する適用例） 第16条第2項の改正規定はこの法律施行前に法制命令を受けた者が正当な事由で補正期間を守ることができず、特許に関する手続きが無効になった場合であり、この法律施行当時にその事由が消滅された日から2ヶ月が経過していない場合にも適用する。

第3条（分割出願に関する適用例） ①第52条第1項の改正規定は、この法律施行後に特許拒絶決定謄本の送達を受けた特許出願を基礎とした分割出願から適用する。

②第52条第4項及び第5項の改正規定は、この法律施行後に出願した分割出願から適用する。

第4条（分離出願に関する適用例） 第52条の2の改正規定は、この法律施行後に特許拒絶決定に対する審判が請求された特許出願の一部を分離出願したものから適用する。

第5条（変更出願に関する適用例） 第53条第1項の改正規定は、この法律施行後に実用新案登録拒絶決定謄本の送達を受けた実用新案登録出願を基礎とした変更出願から適用する。

第6条（特許出願等を基礎とした優先権主張に関する適用例） 第55条第1項第4号、同条第8項及び第56条第1項第2号の改正規定は、この法律施行後に第66条による特許決定、「実

用新案法」第15条により準用される「特許法」第66条による実用新案登録決定又は第176条第1項による特許拒絶決定の取消審決及び「実用新案法」第33条により準用される「特許法」第176条第1項による実用新案登録拒絶決定の取消審決（特許登録及び実用新案登録を決定した審決に限定するが、再審査を含む。）の謄本の送達を受けた先出願を基礎とした優先権主張から適用する。

第7条（再審査の請求に関する適用例）第67条の2第1項及び第3項の改正規定は、この法律施行後第62条による特許拒絶決定、第66条による特許決定又は第176条第1項による特許拒絶決定の取消審決（特許登録を決定した審決に限定するが、再審査を含む。）の謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

第8条（特許出願に回復に関する適用例）第67の3第1項の改正規定は、この法律施行前に特許出願人が正当な事由で同項各号のいずれかに該当する期間を守ることができず、特許出願が取り下げられるか、又は特許拒絶決定が確定されたものと認められた場合であり、その事由が消滅された日から2ヶ月が経過していない場合にも適用する。

第9条（特許料の追加納付又は補填による特許出願と特許権の回復等に関する適用例）第81条の3第1項の改正規定は、この法律施行前に特許権の設定登録を受けようとする者又は特許権者が正当な事由で特許料の納付期間内に特許料を納付しないか、又は補填期間内に補填しなかった場合であり、この法律施行当時にその事由が消滅された日から2ヶ月が経過していない場合にも適用する。

第10条（質権行使等による特許権の移転による通常実施権に関する適用例）第122条の改正規定は、この法律施行後に共有の特許権の分割を請求した場合から適用する。

第11条（特許拒絶決定等に対する審判に関する適用例）第132条の17の改正規定は、この法律施行後に特許拒絶決定謄本又は特許権の存続期間の延長登録拒絶決定謄本の送達を受けた特許出願から適用する。

第12条（他法律の改正）実用新案法の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号のうち、「30日」を「3ヶ月」とする。

第11条のうち、「第52条」を「第52条、第52条の2」とする。

第12条第3項に第4号を次のように新設する。

4. 第11条により準用される「特許法」第52条の2第2項による分離出願：分離出願をした日から30日

第13条第8号を次のように新設する。

8. 第11条により準用される「特許法」第52条の2第1項による範囲外の特許出願の場合第22条の2第4項各号以外の部分のうち、「第52条第2項」を「第52条第2項・第52条の2第2項」とし、同項に第3号の2を次のように新設する。

3の2. 第11条により準用される「特許法」第52条の2による分離出願の場合には、分離出願をした日

第31条第1項に第9号を次のように新設する。

9. 第11条により準用される「特許法」第52条の2第1項各号以外の部分の前段による範囲外の分離出願の場合

第13条（他法律の改正による適用例）附則第12条により改正された「実用新案法」第10条第1項第1号の改正規定は、この法律施行後に特許拒絶決定謄本の送達を受けた特許出願を基礎とした変更出願から適用する。

改正理由及び主要内容

特許出願人・特許権者の権利救済を拡大するために、特許出願及び特許権の回復要件を合理的な基準に緩和し、特許拒絶決定の後に出願人に十分な審判の請求期間を提供することで、請求期間の延長や請求理由を補正するなどの不必要な行政処理を最小限にするよう、特許拒絶決定等に対する審判及び再審査の請求期間を増やし、分割出願の優先権主張の記載を省略できるようにすることで、現行制度の運営上現れた一部の不備点を改善・補完し、出願人の便宜を図ろうとするものである。

また、特許が決定された場合に設定登録をしていなければ、出願日から1年以内に優先権主張出願をすることができるように、その対象を特許決定された特許出願に拡大し、特許拒絶決定に対する審判の請求が棄却された後にも一定の範囲内で拒絶決定に含まれていない請求項を分離して出願することができるように分離出願制度を導入して、出願人が特許を受けることができる機会を拡大する。一方、共有物分割請求で共有特許権が他人に移転されても、実施中の他の共有特許権者に通常実施権を付与して実施事業を続けられるようにすることで、共有特許権者を保護しようとするものである。

<法制処提供>

1 - 4 発明振興法施行令の一部改正令（大統領令第 32073 号）

電子官報（2021. 10. 19.）

国務会議の審議を経た発明振興法施行令の一部改正令を公布する。

大統領 ムン・ジェイン

2021年10月19日

大統領令第 32073 号

発明振興法施行令の一部改正令

発明振興法施行令の一部を次のとおり改正する。

第7条の3から第7条の5までをそれぞれ第7条の4から第7条の6までとし、第7条の3を次のように新設する。

第7条の3（承継した権利の放棄事実の通知期間等）①「技術の移転及び事業化促進に関する法律」第2条第6号に基づく公共研究機関（以下、「公共研究機関」という）の長は、法16条の2第2項前段に基づいて職務発明に対する権利を従業員等に譲渡しようとしなない場合には、法第17条第1項に基づく職務発明審議委員会の審議を経なければならない。

②法第16条の2第3項で「大統領令で定める期間」とは、公共研究機関が職務発明に対する権利を承継した日から6ヶ月になる日までをいう。ただし、公共研究機関が本文による期間以内に職務発明に対して特許、実用新案登録又はデザイン登録（以下、「特許等」という）の出願をした場合には、公共研究機関が職務発明に対する権利を承継した日から次の各号の区分による日までをいう。

1. 他国等に既に出願された特許等と同一の発明に対して、まだ出願されていない国で特許等を受けることができる権利を出願前に放棄しようとする場合：次の各目の区分による日。この場合、イ目とロ目のいずれにも該当する場合にはロ目による日をいう。
 - イ. 個別国家に出願された場合：「工業所有権の保護に関するパリ条約」第4条により、優先権を持つ期間の最終日から逆算して2ヶ月になる日
 - ロ. 「特許協力条約」第3条により国際出願された場合：同条約第39条第1項に基づいて選択官庁に対する国際出願の写本と翻訳文を提出しなければならない期間の最終日から逆算して2ヶ月になる日
2. 出願（第1号による期間以内に放棄しない権利に対する出願を含む）された特許等を特許可否又は登録可否の査定前に放棄しようとする場合：出願審査の開始日。ただし、当該出願が特許出願又は実用新案登録出願である場合、「特許法」第59条又は「実用新案法」第12条に基づいて、出願審査の請求ができる最終日から逆算して2ヶ月になる日（以下、この号で「基準日」という）が本文による日より早い場合には基準日とする。
3. 特許等に対する特許査定又は登録査定後に特許権、実用新案権又はデザイン権（以下、「特許権等」という）の設定登録を放棄しようとする場合：特許料・実用新案登録料・デザイン登録料（以下、「特許料等」という）の納付期間の最終日から逆算して2ヶ月になる日
4. 登録された特許権等を放棄しようとする場合：次の特許料等の納付期間の最終日から逆算して2ヶ月になる日

③法第16条の2第4項で「大統領令で定める期間」とは、1ヶ月をいう。

第12条第2項第1号イ目のうち、「者3名」を「者：2名」とし、同号ロ目のうち、「5年」を「3年」に、「者7名」を「者：3名」とする。

第19条の10第2項のうち、「第40条の7第2項」を「法第40条の7第2項」に、「掲

示しなければ」を「掲示しなければ」とする。

第 29 条に第 3 項及び第 4 項を、それぞれ次のように新設する。

③特許庁長は、法第 56 条第 2 項に基づいて次の各号の業務を法第 55 条の 5 第 1 項に基づく韓国特許戦略開発院に委託することができる。

1. 法第 36 条第 1 項による産業財産権診断機関の指定申請受付及び指定要件検討に関する業務
2. 法第 37 条第 1 項各号による産業財産権診断機関の指定取消又は業務停止事由に該当するか否かの確認に関する業務

④特許庁長は第 3 項により業務を委託する場合、委託を受ける機関及び委託業務の内容を公示しなければならない。

附 則

第 1 条（施行日）この令は 2021 年 10 月 21 日から施行する。

第 2 条（承継した権利の放棄事実の通知期間に関する特例等）①公共研究機関の長がこの令の施行前に従業員等から承継した職務発明に対する権利であり、この令の施行当時の国でも特許等が出願されていない権利をこの令の施行後放棄しようとする場合、第 7 条の 3 第 2 項各号以外の部分本文の改定規定にもかかわらず、この令の施行日から 6 ヶ月になる日までその権利の法規事実を従業員等に通知することができる。

②公共研究機関の長がこの令の施行前に従業員等から承継した職務発明に対する権利であり、この令の施行当時特許等に関する手続きを行っている権利（その権利と同一の発明に対してまだ出願されていない国で特許等を受けることができる権利を含む）をこの令の施行後放棄しようとする場合、第 7 条の 3 第 2 項第 1 号から第 4 号までの改定規定による通知期限まで、その権利の法規事実を従業員等に通知しなければならない。ただし、この令の施行日に第 7 条の 2 第 2 項第 1 号から第 4 号までの改定規定による通知期間が過ぎた、又は通知期限までの期間が 2 ヶ月未満である場合には、当該号の改定規定にもかかわらず、その権利の放棄事実を従業員等に通知しないことができる。

<改正理由>

潜在性のある特許が死蔵されないようにするため、公共研究機関の長が職務発明に対する権利を放棄する場合、その職務発明を完成させた従業員等がその権利を譲り受けることができるようにする等の内容に「発明振興法」が改正（法律第 18094 号、2021 年 4 月 20 日公布、10 月 21 日施行）され、公共研究機関の長が職務発明に対する権利の放棄事実を従業員等に通知をしなければならない期間と、その通知を受けた従業員等が当該権利を譲り受ける意思を知らせる期間等、法律に委任した事項とその施行に必要な事項を定める一方、知的財産評価に対する需要の増加に伴い、発明を評価する機関の新規参入を促

進するため、評価機関の指定要件を緩和するなど、現行制度の運営上示された一部不備な点を改善・補完しようとするものである。

<主要内容>

イ. 公共の利益のための職務発明に対する権利の放棄の手続き（第7条の3第1項新設）
公共研究機関の長が公共の利益のために特別に職務発明に対する権利を放棄する必要があり、その権利を従業員等に譲渡しようとしめない場合、職務発明審議員会の審議を経るようになる。

ロ. 職務発明に対する権利の放棄事実の通知期間及びその権利に対する譲り受ける意思の通知期間（第7条の3第2項及び第3項新設）

1) 公共研究機関の長が職務発明に対する権利を放棄しようとする場合、その事実を従業員等に通知しなければならない期間を、公共研究機関が職務発明に対する権利を承継した日から6ヶ月になる日までと定め、公共研究機関がその期間以内に既に職務発明に対して特許、実用新案登録又はデザイン登録の出願をした場合、放棄する権利の内容とその手続きの進行段階を考慮して、特許料の納付期間等の最終日から逆算して2ヶ月になる日まで又は出願審査日等と具体的に定める。

2) 職務発明に対する権利の放棄事実の通知を受けた従業員等が公共研究機関の長にその権利を譲り受ける意思を文書で知らせなければならない期間は、権利の放棄事実の通知を受けた日から1ヶ月と定める。

ハ. 発明の評価機関を指定するための専門人力の要件の緩和（第12条第2項）

発明の評価機関として指定を受けようとする者が備えなければならない専門人力の要件を、弁理士・会計士又は技術士資格を取得した、又は関連分野の博士学位を所持している者の場合は「3名以上」から「2名以上」に、発明の評価関連業務に従事した者の場合は「5年以上の経歴者7名以上」から「3年以上の経歴者3名以上」に、それぞれ緩和する。

<法制処提供>

1-5 特許審判に専門審理委員制度を導入・施行（10月21日）

韓国特許庁（2021.10.20.）

民間技術専門家、専門審理委員として審判に参加

韓国特許審判院は、専門的な知識や経験を持つ民間技術専門家が特許審判に参加する専門審理委員制度を10月21日（木曜）から施行することを明らかにした。

このため、8月から技術変化の速い、または現場の知識が必要な11個の技術分野を選定し、専門審理委員候補者を募集、現在まで約130名の候補者を確保している。

当該技術分野としては、人工知能、自律走行、二次・燃料電池、無線通信(5G/6G)、動画・オーディオの圧縮、フィンテック、半導体(フォト、蝕刻、蒸着技術)、ロボット制御、地盤安定化、変速機、バイオヘルスケアを含む、合計11個の分野があり、新しい分野や追加募集への需要がある場合、審判部から要請があればいつでも候補を追加することができる。

審判長は、審判中に専門審理委員の参加が必要と判断すると、関連技術分野の候補者のうち1名またはそれ以上を専門審理委員として指定することができ、いずれの当事者の立場にも偏らないように、指定する前に両当事者の意見を聴かなければならない。

当事者は必要な場合、審判進行中に意見書を通じて審判長に専門審理委員の参加を提案することはできるが、参加可否については審判長が最終決定をする。

専門審理委員は、審判事件の技術内容に関する争点を明確にするために、審判長の要請に応じて説明や意見を述べることになる。

制度が施行されると、民間技術専門家が中立的な立場から述べる意見が審理に活用され、審判官の迅速で的確な判断に大きく貢献することが期待される。

1-6 デザイン保護法施行規則の一部改正令(産業通商資源部令第433号)

電子官報(2021.10.21.)

産業通商資源部令第433号

デザイン保護法施行規則の一部改正令を次のとおり公告する。

2021年10月21日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

別表2第7号から第12号までを各々第8号から第13号までとし、同じ表に第7号を次のように新設し、同じ表の第8号（従前の第7号）のうち、「画像デザイン」を各々「物品の部分に表現された画像デザイン」とし、「画像が」を「画面が」とする。

7. 画像デザインに対する説明：画像デザインが器機の操作に利用されるか、機能が発揮されることに関する説明を明確に記載

（例文1）この画像デザインは、スマートブレスレットから投影され、手首に表示されたアイコンを操作するためのもので、スマートフォンに連動されて電話、天候、カメラ、電子計算機の機能を遂行することができる。

（例文2）この画像デザインは壁面に光を投射して、時間、日付、天候、温度等の情報を表示するものである。別表3第4号イ項目4）から7）までを各々5）から8）までとし、同じ項目に4）を次のように新設し、同じ項目5）（従前の4）および7）（従前の6）のうち、「画面デザイン」を「物品の部分に表現された画像デザイン」とする。

4) 画像デザインである場合

（例文）この画像デザインは知能型自動車ヘッドライトで、路面に光を透視して車両の運行情報（速度、走行方向等）を運転者に伝えられるように表現することが創作内容の要点である。

別表3第4号ロ項目4）から7）までを各々5）から8）までとし、同じ項目に4）を次のように新設し、同じ項目5）（従前の4）および7）（従前の6）のうち、「画像デザイン」を「物品の部分に表現された画面デザイン」とする。

4) 画像デザインである場合

（例文）この画像デザインは他の車両に方向転換の意思を伝えるためのもので、不要な装飾を最大限排除する等、簡潔で幾何学的な形態を適用して創作したことを特徴とする。

別紙第2号書式の裏面第1号表の異議申し立て書等の補正欄に関連規定欄の「デザイン保護法施行規則」第59条を「デザイン保護法施行規則」第62条とし、同じ面の記載方法第8号ロ項目6）を次のようにし、同じ面の記載方法第12号リ項目表のデザイン種類欄のうち、「画像デザイン」を「画像デザイン、物品の部分に表現された画面デザイン」とする。

6) 複数デザイン出願のうち、一部デザインの書誌事項を補正する場合には、次の例のように【補正（補完、補充）対象項目】に補正しようとするデザインの一連番号を記載し、【補正（補完、補充）内容】欄には当該デザインの書誌事項一部（【単独デザイン、関連デザイン有無】から【部分デザイン有無】まで、部分デザインでない場合には【デザインの対象となる物品】まで）、画像デザインである場合には【画

像デザインの用途】を追加で補正して新たに作成した内容を記載し、補正内容が当該デザインの書誌事項に対する「訂正」または「追加」である場合には当該部分に下線を入れて補正した内容であることを表示する。

(例 1) 部分デザインであるデザインの一連番号 M004 デザイン創作者の住所を訂正し、創作者を 1 名追加して優先権主張の出願番号を訂正する場合（部分デザインでない場合には「【部分デザインの有無】部分デザイン」を記載しないか、「【部分デザイン有無】部分デザインではない」と記載する。

【補正対象項目】 デザインの一連番号 M004
【補正方法】 訂正、追加
【補正内容】
【単独デザイン、関連デザイン有無】 単独デザイン
【物品類】
【デザインの対象となる物品】 ピアノ
【部分デザイン有無】 部分デザイン
【創作者】
【氏名の韓国語表記】 ホン・キルトン
【氏名の英文表記】 HONG, Gil Dong
【住民登録番号】 720921-1234567
【郵便番号】 135-784
【住所】 ソウル特別市江南区駅三洞論峴路 123-1
【創作者】
【氏名の韓国語表記】 ジャン・ヨンシル
【氏名の英文表記】 JANG, Young Sil
【住民登録番号】 650123-1234563
【郵便番号】 135-784
【住所】 ソウル特別市江南区駅三洞論峴路 123-2
【優先権主張】
【出願国名】 US
【出願種類】 デザイン
【出願番号】 2010-123457
【出願日付】 2010.01.03
【証明書類】 添付

[例 2] 画像デザインであるデザインの一連番号 M005 デザインの創作者住所を訂正し、創

作者を1名追加して優先権主張出願番号を訂正する場合

【補正対象項目】 デザインの一連番号 M005
【補正方法】 訂正、追加
【補正内容】
【単独デザイン、関連デザイン有無】 単独デザイン
【物品類】
【デザインの対象となる物品】 情報通信用画像
【画像デザインの用途】 スマートフォン操作用
【創作者】
【氏名の韓国語表記】 ホン・キルトン
【氏名の英文表記】 HONG, Gil Dong
【住民登録番号】 720921-1234567
【郵便番号】 135-784
【住所】 ソウル特別市江南区駅三洞論峴路 123-1
【創作者】
【氏名の韓国語表記】 ジャン・ヨンシル
【氏名の英文表記】 JANG, Young Sil
【住民登録番号】 650123-1234563
【郵便番号】 135-784
【住所】 ソウル特別市江南区駅三洞論峴路 123-2
【優先権主張】
【出願国名】 US
【出願種類】 デザイン
【出願番号】 2010-123457
【出願日付】 2010.01.03
【証明書類】 添付

別紙第3号書式前面のうち、【部分デザイン有無】欄の次に（【画像デザインの用途】）欄を新設する。

別紙第3号書式裏面の記載方法第10号を次のようにする。

10. 【物品類】欄

イ. この欄にはデザインの対象となる物品が属する一つの物品類を選択して次の例のように記載する。

[例] 【物品類】 第1類

ロ. 画像デザインを出願する場合には物品類に 14 類を記載し、物品の部分に表現された

画面デザインは当該物品類を記載する。

別紙第3号書式裏面の記載方法第11号ハ項目をニ項目とし、同じ号にハ項目を次のように新設する。

ハ. 画像デザインを出願する場合には、【デザインの対象となる物品】欄に次の例のように画像の具体的な用途（～用の画像）を記載し、用途を記載せずに画像デザイン、画像等と記載してはならない。

[例] 【デザインの対象となる物品】情報通信用画像、医療情報処理用画像、防犯用画像、情報表示用画像、健康管理用画像等

別紙第3号書式裏面の記載方法第13号から第19号までを各々第14号から第20号までとし、同じ面の記載方法に第13号を次のように新設する。

13. 【画像デザインの用途】

「○○○操作用」または、「○○○機能発揮用」から一つを選択して記載することができ、画像デザインが操作の用途と機能発揮の用途をすべて含む場合には「○○○操作用および○○○機能発揮用」と記載することができる。

※「物品の部分に表現された画面デザイン」の場合には、このような用途を記載する必要はない。

別紙第3号書式裏面の記載方法第19号(従前の第18号)ヌ項目(1)表のデザイン種類欄および同じ項目(2)表のデザイン種類欄のうち、「画像デザイン」を各々「画像デザイン、物品の部分に表現された画面デザイン」とする。

別紙第4号書式裏面の記載方法第1号ホ項目5)後段のうち、「画像デザイン」を「画像デザインおよび物品の部分に表現された画面デザイン」とし、「ある」を「あります」とする。‘

別紙第4号書式裏面の記載方法第2号ホ項目をへ項目とし、同じ面の記載方法にホ項目を次のように新設する。

ホ. 画像デザインの図面

1) 画像デザインが平面的である場合には、デザイン登録を受けようとする平面的な画像を示す図面を提出しなければならない。立体的な場合には登録を受けようとする立体的な画像を示す図面を提出しなければならない。

2) 画像デザイン全体でない部分についてデザイン登録を受けようとする場合には、全体における登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲等を明確に示さなければならない。

登録を受けようとする部分とそれ以外の部分の境界を明確に示す。その他の記載方法は二項目の部分デザイン図面の作成方法を参考にして作成する。

3)変化する画像デザインの場合には、変化の順序と形態が明確でなければならず、形態の関連性および変化の一定性がある具体的な一つのデザインの内容で導出されなければならない。

附 則

第1条（施行日）この規則は、2021年10月21日から施行する。

第2条（書式に関する経過措置）この規則施行前にデザイン登録出願を行った場合で、この規則施行以降に補正や手続きの補完をしようとする場合には、別紙第2号書式の改正規定にもかかわらず従前の別紙第2号書式に従う。

改正理由及び主要内容

空間時計、レーザー仮想キーボード等の新技術を基盤とするが、物品の外観形態がないか、物品に表現された形態ではないデザインを画像デザインとして保護対象に含める等の内容で「デザイン保護法」が改正（法律第18093号、2021.4.20.公告、10.21.施行）されることにより、従前の「画像デザイン」として区分したデザインの類型を「物品の部分に表現された画面デザイン」として区分し、デザイン登録出願書およびその添付書類等において変更された区分内容を反映するとともに、画像デザインの記載事項および記載方法を書式等に反映しようとするものである。

<韓国特許庁提供>

1-7 韓国特許戦略開発院を大田広域市への移転公共機関に指定（国土交通部告示第2021-1178号）

電子官報（2021.10.27.）

国土交通部告示第2021-1178号

韓国特許戦略開発院を大田広域市への移転公共機関として指定

「革新都市造成および発展に関する特別法」第2条第2号および同法施行令第2条第1号に基づいて国家均等発展委員会の審議を経て韓国特許戦略開発院を大田広域市への移転公共機関として決定したため、これを告示します。

2021年10月27日

国土交通部長官

1. 告示内容：韓国特許戦略開発院を大田広域市への移転公共機関として指定
2. 決定趣旨：大田に所在している特許庁および特許審判院、特許情報院などの関連機関との有機的な協力および効率的な業務推進を通じて効果的な特許戦略を支援し、R&D競争力を強化
3. 添付物：国家均等発展委員会の審議・議決の結果
4. その他のお問い合わせ
国土交通部ウェブサイト（www.molit.go.kr）でも閲覧することができ、その他詳細事項については国土交通部（革新都市発展推進団革新都市政策総括課、044-201-4458）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 これから海外特許出願も海外知的財産センターから利用できます

韓国特許庁（2021.10.26.）

韓国特許庁、海外知的財産センター（IP-DESK）を通じて
「海外特許出願支援事業」実施

韓国特許庁と大韓貿易投資振興公社（以下、KOTRA）は、韓国企業の海外知的財産権の保護を強化するために、海外知的財産センター（IP-DESK）を通じて10月26日火曜日から「海外特許出願支援事業」の申請企業を募集すると発表した。

最近、海外企業の特許攻勢の深化など、グローバル環境の変化に先手を打って対応するための積極行政の一環として、商標・デザインから特許まで、海外出願支援を拡大することにした。

IP-DESKの海外特許出願支援事業は、「韓国に事業者として登録されている海外進出または進出予定の中小・中堅企業」であれば誰でも申請できる。

海外特許出願の支援を希望する企業が KOTRA ホームページを通じて支援を申請すれば、事業者登録証および中小・中堅企業確認書等の書類審査を経て、申請の順で企業を選定し、予算消尽時に受付を締め切る。

選定された企業には、海外特許出願費用の最大 50%を支援し、支援限度額は国別の特許出願所要費用を考慮して 500 ドルから 2,500 ドルまで差等をつけて適用する。また、企業ごとに最大年間 3 件まで支援する。

＜国別海外特許出願費用支援限度＞

国	中国	米国	日本	ドイツ	タイ	ベトナム	インド	インド ネシア	香港	フィリ ピン	ロシア	メキシコ
特許 限度	1,000 ドル	2,000 ドル	1,500 ドル	2,500 ドル	1,500 ドル	2,000 ドル	1,500 ドル	1,500 ドル	1,200 ドル	500 ドル	1,000 ドル	750 ドル

これまで特許庁は、KOTRA と協力して 11 の国で 17 カ所の IP-DESK を運営し、中小・中堅輸出企業の知的財産権に関する隘路事項を現地で迅速に解消できるよう、さまざまな支援を推進している。

IP-DESK は、韓国の輸出企業が海外の知的財産権を確保して海外市場に成功裏に定着するために、商標およびデザインの出願を 2019 年 1,329 件、2020 年 1,564 件支援した。

また、知的財産権に関する法律相談の無料提供、被害・侵害調査および法律意見書作成費用の支援、韓流製品に対する現地知的財産権侵害への対応を通じて、海外進出企業の知的財産権保護のために取り組んでいる。

海外特許出願支援事業は、10 月 26 日火曜日から KOTRA ウェブサイト (www.kotra.or.kr) を通じてオンラインで申請可能であり、NAVER・Google・Daum などの検索サイトで「KOTRA 海外知的財産権保護」を検索してすぐにページに接続できる。

韓国特許庁、「新電子出願ソフトウェア、全国民テスト体験団」募集

韓国特許庁は、安定性および利用の利便性が向上した新しい電子出願ソフトウェア（「KIPO Editor」）の構築を完了し、「新電子出願ソフトウェア、全国民テスト体験団」に参加する申請者を10月27日水曜日から11月5日金曜日まで募集すると発表した。

申請期間：2021年10月27日水曜日～2021年11月5日金曜日

申請方法および対象：電子メール（kiporeceipt@korea.kr）で誰でも申請可能

対象者の案内：個別的に電子メールで通知

お問い合わせ：特許庁情報システム課（042-481-5159, 5542）

2015年に開発された従来の電子出願ソフトウェアは、文字化けの発生や不十分な編集機能、アレハンデル等の常用文書作成ソフトウェアとの互換性の不足、エラー発生確認の難しさなど、ユーザーの不満が提起されてきた。

そのため、特許庁は「ユーザーの利便性の向上」に開発の主眼を置いて、相談センターに登録されてきたさまざまなユーザーの意見、多出願の弁理士が含まれた電子出願政策諮問団の意見など、これまでユーザーの声を多角的に受け入れるために取り組んできた。

今回新しく提供する主な機能としては、1) アレハンデル、MS WORD等の常用文書作成ソフトウェアで作成された内容をコピーして電子出願ソフトウェアに貼り付ける場合、内容が消えたり文字化けしたりするエラーを改善し、2) 電子出願様式に変換する際に標準様式と一致しない場合、どこが一致していないのか簡単に確認できる案内機能を追加し、3) 文書の修正前・後の内容がどのように変わったのか確認する機能（文書追跡機能）を追加するなど、特許明細書をより簡単に速やかに作成できるようにする機能を大幅に増やした。

また、特許出願システムの障害によって電子出願ができなくなる場合、電子メールを通じた迂回通路から電子出願が行われる機能も追加した。

今回の「新電子出願ソフトウェア、全国民テスト体験団」の運営は、新しく構築した電子出願ソフトウェアの正式普及の前に、新機能に対する不便な点や補足点を事前に把握し

て、出願サービスの質を高めるための積極行政の一環として、ユーザーの多様な意見を聞き取るために設けた。

特許庁の情報システム課長は、「今回の電子出願ソフトウェアの改善を通じて、特許明細書の作成にかかる手間暇を減らして出願日を素早く先取りすることに役立つと期待している」とし、「これからも特許顧客がより簡単で速やかに特許出願ができるように、引き続き改善していく予定」と述べた。

2-3 科学技術と知的財産の融合際、江原で開幕

韓国特許庁 (2021. 10. 27.)

28～30日、江陵科学産業振興院（江陵）で「江原知識財産フェスティバル」を開催

韓国特許庁は、江原道、江陵市とともに28日（木曜）から3日間、江陵化学産業振興院（江原道江陵市）で科学技術と知的財産の融合際である「2021 江原知識財産フェスティバル」をオン・オフラインで開催する。

今年で10回目を迎える江原知識財産フェスティバルは、2016年から江原道の科学技術イベントである「江原化学技術大祝典」とともに開催され、科学技術と知的財産を一堂に会する融合際として成長した。

参加を希望する人は誰でも公式ウェブサイト (www.gstipf.co.kr) を通じて観覧の事前予約を申請して直接参加できる。さらに、主要イベントのリアルタイム生中継および3次元の仮想現実展示を通じてオンラインからの参加もできる。

「DA (D・A, Digital&AI) 見る知的財産」というテーマで開催される今年のフェスティバルでは、江原道の有望企業の知的財産基盤創業と企業成長に関する優秀事例が展示・共有され、優秀科学技術に関する研究成果についても紹介される。

また、地域の優秀企業の投資誘致のための企業説明会 (IR) と模擬投資オーディション、企業と投資家との出会いの場が設けられ、知的財産に対する理解を深めるための未来学者と科学ユーチューバーの講演も行われる。

このほか、道民、起業家、学生など誰でも参加できるストリート公演である「科学バスキング」とクイズショーの形式を借りた「挑戦ゴールデンベル」を用意し、知的財産に対する関心を高める計画である。

フェスティバル期間中には、科学キットによる発明体験や人工知能、ドローン、ロボット体験など、第四次産業革命時代の先端科学技術が体験できる多彩な展示・体験イベントも開かれる。

一方、今回のフェスティバルでは、江原道の知的財産の創出・活用・保護に貢献した知的財産有効者を表彰し、「江原創意アイデア・デザイン公募展」において優れた発明アイデアとデザインで入賞した受賞者を励ます授賞式も行われる。

韓国特許庁産業財産政策局長は、「このフェスティバルは、デジタル技術競争時代の中心にある知的財産を直接体験できる場である」とし、「特許庁は、地域の創造的なアイデアが知的財産を通じて権利化され、創業に繋がり、地域の革新成長と雇用創出に貢献できるよう努力する」と述べた。

2-4 発明で未来を準備する高校生たち、一堂に集まった！

韓国特許庁 (2021. 10. 27.)

「2021 発明・特許特性化高校およびマイスター高校の授賞式と交流展」開催

韓国特許庁と韓国発明振興会が主催し、釜山デグァン高等学校が主管する「2021 発明・特許特性化高校およびマイスター高校のオンライン授賞式と交流展」（以下、「発明・特許特性化高校のオンライン授賞式」）が10月28日木曜日午後3時にオンラインで開催される。

日時・場所：2021年10月28日木曜日午後3時、各学校の現場でオンライン参加
参加者：発明・特許専門学校14校の学生、指導教師、学長など約300人がオンライン参加

「発明・特許特性化高校のオンライン授賞式」は、知的財産の能力を備えた産業人材を育成するために、特許庁が指定・運営している発明・特許特性化高校およびマイスター高校の学生たちの優秀な発明作品を展示し、学校間の交流を通じて発明教育の成果を発信するために設けられたイベントである。

イベントには、「企業連携職務発明プログラム※」で誕生した優秀な作品を授賞・展示し、チーム別の応援戦、リレー問題解決、発明クイズ大会などを通じて学生間で交流できるオンラインイベントが用意されている。

※企業連携職務発明プログラム：企業が課題を提示し、学生がその改善方策を発明品として製作すれば、優秀作品を授賞・展示し、就職連携および技術移転までつなげる。

今年の「企業連携職務発明プログラム」には、合わせて 57 の企業と 148 人の学生が参加した。学生たちは企業が提示した課題に直接取り組み、斬新な発明品を作り出した。このうち、参加企業の問題を奇抜なアイデアで解決した 12 の作品が授賞の栄誉※を得た。

※特許庁長賞 6 品、韓国発明振興会長賞 6 品

授賞作品には、清潔な多機能歯磨きコップ、ペット用排泄物自動処理機、養殖場の温度モニタリング装置など、生活のさまざまな分野の不便を解消できる作品が選ばれた。

特許庁の産業財産政策局長は、「学生たちが直接アイデアを出し、友達や先生と討論しながら作品を作り出す過程で、創造力や問題解決能力、団結力など、未来に向けた創意人材に成長するための必要な能力を育むことができただろう。これからもこうした発明教育を、多くの学生に提供できるよう特許庁が支援を拡大していく」と伝えた。

2-5 特許庁・産業通商資源部、有望な知的財産創業企業の選定結果発表および投資誘致説明会を実施

韓国特許庁（2021. 10. 28.）

新産業分野の最優秀賞「TI」、水素分野「ELF System」など 13 社を選定
計 2,300 万ウォンの褒賞および「挑戦！K-スタートアップ 2021」への
統合本選進出券を提供

韓国特許庁は産業通商資源部（以下、産業部）と 10 月 28 日、ソウル市麻浦区の FRONT1 で「第 2 回知的財産スタートアップコンテスト」を開催した。本行事を通じて共同で発掘した新産業と水素分野における有望な知的財産創業企業の 13 社を発表し、「投資誘致説明会」を開催したと発表した。

「知的財産スタートアップコンテスト」は、政府機関を挙げて行われる統合創業コンテスト「挑戦！K-スタートアップ」の予選（知的財産リーグ）であり、特許庁が新産業分野における有望な知的財産創業企業を発掘するとともに企業の成長を支援するため、2020 年から運営したコンテストである。2021 年は産業部とともに水素分野まで発掘の範囲を拡大した。

2021年4～5月の2ヵ月間行われた創業企業の公募に計380社が志願し、29：1という高い競争率を記録した。国民が自ら創業企業を評価する国民参加審査にも約2,000人余りの参加者が参加するなど、創業者と国民の高い関心が寄せられた。

新産業分野における有望な知的財産創業企業として、最優秀賞（産業部長官賞）に「高周波を活用した新たな方式の白内障手術機器・アイメス」を製作した「TI」、優秀賞（特許庁長賞）には「天然植物の軟化技術および生物転換技術」を披露した「RAFIQ」がそれぞれ選定された。

奨励賞（韓国発明振興会長賞5点、信用保証理事長賞3点）には、「actibrain bio（人工知能を活用した脳状態分析ソリューション）」、「Proxi Healthcare（無振動微細電流の電子歯ブラシ）」、「STEMBIO（プリオンタンパク質の標的抗体抗がん剤）」、「Leesol（電気刺激による脳管理プログラム）」、「Dear 建築士事務所（低炭素モジュラー住宅ソリューション）」、「Macroact（ロボット自律制御ソリューション・マイダイナミックス）」、「Papaplant（メタバース基盤の3Dライブコマースプラットフォーム）」、「RACON（超電力多対多通信技術）」がそれぞれ選ばれた。

2021年、産業部と初めて実施することになった水素分野では、最優秀賞（産業部長官賞）に「モビリティ水素燃料電池スタック用の金属割出し板製造システム」を開発した「ELF System」、優秀賞（特許庁長賞）には「マイクロウェーブスチームプラズマを活用した水素生産基地」を開発した「Wintech Energy」、H2KOREA 会長賞には「1.5Kw級の空冷式水素燃料電池パワーパック」を実現した「Terralix」が有望な知的財産創業企業としてそれぞれ選ばれた。

特許庁と産業部は新型コロナウイルスの防疫指針に従い、授賞式は省略した。そして、積極的な行政サービスの一環として創業企業の事業化資金の確保を支援するために、銀行圏青年創業財団（D-CAMP）、ベンチャー投資家の約20人が参加した非対面投資誘致説明会を開催した。

当日、知的財産の創業企業は優れた知的財産ポートフォリオと相当高い技術レベルの創業アイテムを紹介し、投資家の関心度を高めた。

特許庁は、知的財産の創業企業が実質的な投資誘致の成果を達成することができるように、11月には信用保証基金と共同で投資誘致説明会も開催する計画である。

今回選ばれた有望な知的財産創業企業（13社）には計2,300万ウォンの褒賞、全部処レベルの統合本選進出券を提供するとともに特許庁、産業部、協力機関が共同で専門家の技

術コンサルティング、商業化支援、信用保証などといった多様な創業・事業化の後続支援を提供する予定である。

※最優秀賞（各 400 万ウォン）、優秀賞（各 300 万ウォン）、奨励賞（各 100 万ウォン）

特許庁と産業部は、「2021 年は政府機関間の協力により、カーボンニュートラル時代に注目を集めている水素分野の有望な知的財産創業企業を発掘して育成する礎を築いたことで意味深い」とし「知的財産の創業企業がコロナ禍以降も未来新産業の主役として成長していくよう、官民合同のさまざまな支援を拡大していきたい」とコメントした。

2-6 「2021 特許庁青少年発明記者団フェスティバル」開催

韓国特許庁（2021. 10. 29.）

2021 年の発明記者への授賞式および「世界を変える時間、15 分」の発明講演を生中継

韓国特許庁は、2021 年 10 月 29 日（金曜日）午後 3 時、CBS スタジオで「2021 特許庁青少年発明記者団フェスティバル」をオンラインで開催する。

発明記者団は発明と科学イベントを直接体験するとともに、発明の過程、発明品の科学的原理など、さまざまなテーマで記事を作成する。特許庁は青少年たちに発明や科学展示会への参加機会、ジャーナリストの特別講義と作文公演など多様なプログラムを提供している。

授賞式では、ここ 1 年間作成された発明記事を評価して、選ばれた学生に授賞する。2021 年の発明記者「大記者賞」は、東新中學校の学生（国家知識財産委員長賞）と松礼小学校の学生（教育部長官賞）が選定され、その他最優秀賞（特許庁長賞）3 人、優秀賞（韓国発明振興会長賞）6 人が受賞する。

授賞式が終わると CBS プログラム「世界を変える時間、15 分（以下、セバシ）」で発明講演が行われる。今回の講演では、現在発明記者団として活動している 4 人の学生と発明企業の創業にチャレンジしている弁理士の体験談が紹介される。

すべてのイベントは YouTube チャンネルの「IP ストーリーセンター（www.youtube.com/ipstorycenter）」で生中継される。

特許庁の国際知識財産研修院長は、「今回の行事は青少年たちの発明に向けたチャレンジ精神と情熱を共有するコミュニケーションの場として開催した行事である」とし、「これからは発明に関する優秀な人材が、鋭い観察力と創造的な思考力を育てられるように多様なプログラムを提供する予定である」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 デジタル技術で具現される画像デザイン制度が初施行

韓国特許庁（2021.10.19.）

医療情報用、健康管理用の画像など、物品から独立したデザイン保護

ウェブサイトの画面、外壁や道路面・人体などに表現されるイメージ、仮想現実（VR）、拡張現実（AR）の映像なども10月21日（木曜）からデザインとして出願して登録できることになる。

従来は画像が表示された物品デザインのみ登録することができたが、これからは新技術を活用して空間などに表現されるデザインであり、機器の操作やその機能の発揮を含む画像は、それ自体として保護される。

韓国特許庁は、関連法令の改定を通じて、情報通信用、医療情報用、防犯用、健康管理用の画像デザインなど、物品から独立したさまざまな用途や機能を持つデジタル画像デザインを保護する転機を迎えたと述べた。

これにより、登録された画像デザインと形態が同一または類似するデザインを第三者が無断使用、またはオンラインを通じて転送する行為などは、デザイン権を侵害する行為に該当することとなる。

また、韓国国内の画像デザイン出願を基礎として海外でデザイン権を迅速に確保（※）することができ、韓国企業の関連産業の海外市場進出に積極的に活用できる。

※韓国に出願した画像デザインと同一の画像デザインを6カ月以内に海外に出願する場合、条約による優先権主張を通じて、韓国出願日を海外出願日として認められ、早期に権利確保が可能

あわせて、「一組の物品（※）」の一部特徴的な部分のみ他人が模倣する行為（※※）を防止するため、一組の物品に対する部分デザイン保護制度も10月21日（木曜）から施行される。

※お茶碗セットなど、通常一組で使用される物品デザインに対して、全体的な美感を保護するために運営する制度

※※構成物品（スプーン、フォーク、ナイフ）において、相対的にデザインの価値の高い各取っ手の一部の独特な同一形状を模倣しながら、その他の部分は異なる形状で製作することで侵害を回避（一組の物品は全体として比較し、判断するため、非類似と認められ侵害が不成立）

韓国特許庁の商標デザイン審査局長は、「最近新技術の先占競争が激しくなり、デザイン革新の重要性が強調されている状況下で、画像デザインの保護及び一組の物品に対する部分デザイン保護制度は、デザイン産業の発展にとって画期的な転換となることを期待する」と述べた。

4-2 デザイン保護法、これからはデジタルだ

韓国特許庁（2021.10.21.）

デザイン保護法制定60周年、メタバース記念イベント開催

韓国特許庁は10月21日（木曜）にデザイン保護法制定60周年の記念イベントをifland、Zepeto等のメタバース環境で開催する。

2021年はデザイン保護法が法律第951号（旧意匠法、1961年12月31日）で制定されて60周年を迎える年であり、デザイン保護法はこれまで45回にわたり改正を行い、デザイン権者の保護および国際的な流れに歩調を合わせ、これを通じて産業発展に貢献した。

今回のイベントはこれまでの運営成果を振り返り、デザイン制度の未来を模索するために設けられた。デザイン第四産業時代に備えて推進された画像デザイン保護のための改正デザイン保護法施行日（2021年10月21日）に合わせて行われた。

「デザイン保護法、これからはデジタルだ」をテーマにメタバース環境で開催される今回のイベントは、デザイン法・制度専門家および現場のデザイナー等が参加するオンライン学術セミナーとメタバース講演、デザイン権関連の展示および相談ブースの運営等で構成される。

まず、オンライン学術セミナーはデザイン法・制度および実務専門家等が発表および討論で構成され、テレビ会議プラットフォーム(ウェブエックス)において、去る60年間のデザイン制度の運営成果とともに、AI創作デザイン、インテリア、融合・複合デザイン保護策と間接侵害規定の強化等、今後の発展方策に対する深い討論が行われる。

メタバース講演「デザイナーのためのデザイン保護のコツ」と「デザイナーのための契約業務のコツ」では、デザインの戦略的保護方法とスタートアップデザイナーが事業の推進過程において熟知すべき法律的事項等についてデザイナー出身の法律専門家の講義が行われる。

最後に、メタバースで構築した特許庁商標デザインワールドで、「数字で見るデザイン保護法60年史」と「韓国の10大登録デザイン」の展示、デザイナーのための知財権相談ブース等を運営する予定であり、アバター訪問認証ショットイベントを一緒に行う。

ソン・ガプソク議員(改正デザイン保護法代表発議)は祝辞においてデジタルで実現されるデザインに対する保護を大幅強化する内容を骨子とする改正デザイン保護法の意味と重要性を強調しつつ、「韓国産業界は第四次産業革命という一大変革の時期が過ぎており、これからも国会レベルでデジタル環境下において生成されて使用される新しい形態のデザイン保護のためにより多くの悩みと議論を行っていきたい」と述べた。

特許庁長は歓迎の言葉において、大韓民国のデザイン産業と制度の発展に努めてきたデザイナーの努力と献身を激励し、60周年を迎えるデザイン保護法の新しい活動舞台はデジタル世界になるはずであり、特許庁はデザイナーがメタバースとして代表されるデジタル世界の荒波を堂々と乗り切ることができるよう、頼もしい槍になり、盾になりたいと語った。

一方、今回のイベントと関連したより詳細な内容は韓国特許庁ウェブサイト(www.kipo.go.kr)と特許庁デザインマップ(www.designmap.or.kr)から確認できる。

その他一般

5-1 スマートホームで楽しめる賢いおうち生活

韓国特許庁 (2021.10.18.)

COVID-19 がもたらした非対面時代、
モノのインターネットに基づいたスマートホームの特許出願が増加

60歳のAさんは、10年前から糖尿病と高血圧を患っていたが、自宅でスマート機器を利用して周期的な血糖値・血圧検査を行っており、遠隔診療による糖尿・降圧薬の処方を受けるなどで健康的な生活を過ごしている。

新型コロナ時代のため、在宅勤務、在宅治療などによって、家庭で過ごす時間が増えており、健康管理、ホームエンターテインメントなどのスマートホーム技術(※)に対する特許出願が増えている。

※スマートホーム技術とは、住宅内の機器がモノのインターネット基盤の有・無線ネットワークに接続されてスマート家電、健康管理、セキュリティサービス、スマート電力制御などのサービスを提供することで、居住者にとって生活の価値を高める技術のことをいう。

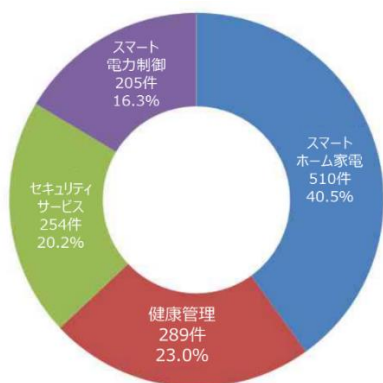
韓国特許庁は、スマートホームに関連する韓国国内の出願は、2009年56件から2020年140件にここ10年余りの間(2009~2020年)に2倍以上増加したと発表した。

技術分野別では、「スマートホーム家電」510件(40.5%)、「健康管理」289件(23.0%)、「セキュリティサービス」254件(20.2%)と「スマート電力制御」が205件(16.3%)を占めている。

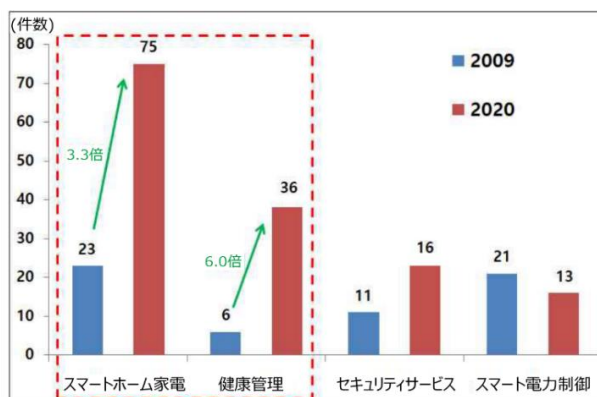
特に、「スマート家電」と「健康管理」分野の特許出願が多く、2009年に比べて2020年にそれぞれ3.3倍と6.0倍増加し、最も高い増加幅を示している。

これは、COVID-19のパンデミックにより、ホームエンターテインメントと遠隔医療の需要が拡大したため、それに関連する出願が急増したと解釈している。

スマートホーム技術分野別における
特許出願（2009～2020年）



スマートホーム技術分野別における出願の
増加率比較（2009～2020年）



国籍別出願の割合は、韓国人が 83.3%で外国人（16.7%）に比べて圧倒的に高い割合を占めている。

出願人の類型別にみると（2009～2020年）、企業 790 件（67.5%）、個人 237 件（20.3%）、大学 96 件（8.2%）、研究機関 47 件（4.0%）の順で、企業と個人が最も高い割合を占めていることが分かった。

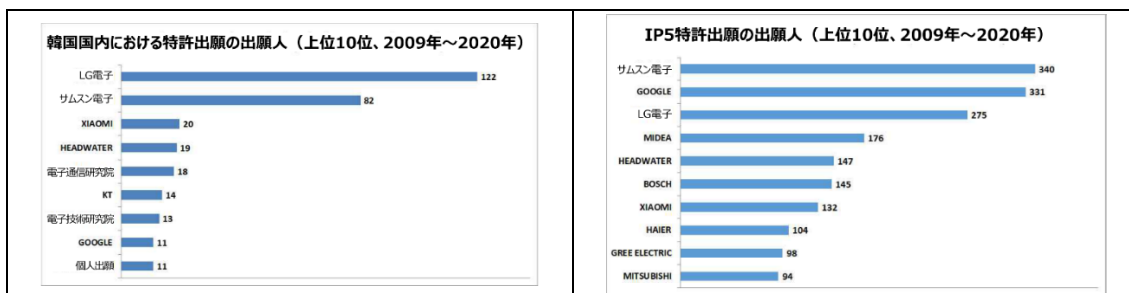
これは、スマートホーム技術において、韓国の産業（家電製品、医療機器など）と融合させやすいという点から韓国人の割合が高く、さまざまな応用サービスが開発できるという点から個人出願の割合が高いと見て取れる。

主な出願人は、LG 電子（122 件）、サムスン電子（82 件）、シャオミ（20 件）、Headwater Partners（19 件）、グーグル（11 件）などが占めており、LG 電子とサムスン電子が韓国国内の出願を主導していることが分かった。

また、サムスン電子と LG 電子は IP5（※）への特許出願（2009～2020年）においても、それぞれ 340 件、275 件で 1 位、3 位を占めており、韓国国内外でスマートホームの技術分野に対する特許出願が活発に行われていることが示されている。

※世界の特許出願の 80%以上を占める日本、米国、欧州、中国、韓国の 5 カ国（地域）の特許庁

これは、既存の白物家電製品に対する競争力を基に、スマートホーム分野でも世界的な技術力を確保しているものと分析される。



モノのインターネット審査課の審査官は、「2022年のスマートホーム市場は1,357億ドルであり、前年比17.5%の成長が予想（※）される。このような成長ぶりはウィズコロナ時代でも続くと思っている」とし、「韓国企業がスマートホームの世界市場をリードできるよう、スマートホーム分野に特化した高品質の特許審査サービスを提供したい」と述べた。

※スマートホームの世界市場：2018年から年平均21.2%で持続的に成長しており、2025年には1,953億ドルに達すると予想している。「出典：Statista 2020年8月」

5-2 ホログラム、実際と仮想の境界を崩すディスプレイ時代の到来

韓国特許庁（2021.10.25.）

ホログラム映像実現技術特許出願の増加

韓国電子通信研究院は、最近、完全な360度カラーホログラム映像（注1）を虚空に映して相互作用を可能にする成果を上げた。（2021年5月31日）仮想現実および拡張現実のコンテンツをホログラムで実現させる場合、空想科学映画のように、空間でタッチとともに実感効果を最大化できる。

「第3回第四次産業革命フェスティバル」（2021年10月6日）では、亡くなった韓国歌手の公演をホログラムで再現し、2021年9月、芸術の殿堂は、韓国ソプラノ歌手のホログラムコンサートを披露した。ビルボード・ミュージック・アワードでは、米国の歌手マイケル・ジャクソンをホログラムでよみがえらせ、韓国コンテンツ振興院は、「K-POP融合・複合ホログラム公演場」を海外の有名観光地（シンガポール）に開館した。ホログラムは、すでに多くの人々に生き生きとした公演の現場を見せている。

新型コロナウイルスによる非対面社会の到来がデジタル映像技術の発展を速めているのは当然のことである。最近、世界中で人気を博している韓国のK-POP文化もホログラム映像を通じて広がっている。

世界のホログラム市場の規模は、2024年時点で199億ドルと、年平均5%以上成長する見通しであり、特に、ホログラムを実現させるホログラフィックディスプレイ市場は、2018年以降、年平均29.7%の急激な成長率をもとに、2024年には40億ドル規模まで成長するとみられる。

医療、家電、ゲーム、文化、サービスなど、社会全般のディスプレイ分野をホログラムに代替する可能性を反映すると言える。

韓国特許庁によると、2000年から2020年まで、デジタルホログラム技術に関する韓国国内の特許出願は、ここ20年間、年平均7%上昇した。

韓国、米国、日本、欧州、中国の世界5大特許庁（IP5）を国別に調査した結果、米国では513件と、特許出願が最も多く行われ、韓国328件、中国296件、日本212件、欧州連合186件の順であり、日本を除いた大部分の国で増加の傾向がみられている。

出願の主体別に韓国の特許出願の現状を見ると、企業、研究所、大学、個人の順で多く、特に、企業の比率が全体特許出願の71%と、他よりはるかに高くなっている。

ここ10年間（2010～2020年）の韓国の特許出願の主要出願人は、サムスンが最も多い64件であり、続いて韓国電子通信研究院、LG、光云大学校、韓国電子技術研究院の順となっている。韓国の大企業を除いた中小企業の特許出願が少ないことがわかる。

特許庁放送メディア審査チームの特許チーム長は、「世界のホログラム市場が急激に拡大している中、グローバル先導企業の『SeeReal Technologies』をはじめとする海外企業は、特許出願の権利化に非常に積極的だ。韓国の大企業と研究所、特に中小企業は、競争力のある高品質の特許出願とともに積極的な権利化戦略にさらに取り組む必要がある」と強調した。

注記

1. ホログラムは、光の干渉性を利用して空間に直接映像を射影する。そのため、既存のメガネ式三次元立体映像のように眺める物体位置と両目の焦点の不一致による疲労感やめまいが発生しないという特徴がある。

韓国企業のASEANでの知的財産権出願80%増加

韓国特許庁は、26日火曜日に開催された韓ASEAN首脳会談に際して、知的財産分野における新南方政策の4年間の推進成果を確認した。

2017年11月にムン・ジェイン政権の新南方政策が公表されて以降、特許庁は2018年から韓ASEAN特許庁長会議を毎年開催してきた。これをきっかけに、両者間の協力範囲を持続的に広げ、韓国企業のASEAN進出を促し、ASEAN内に韓国にやさしい知的財産環境を構築した。

特許庁は、ASEAN地域に進出する韓国企業が迅速に知的財産権を確保できるよう、ASEANの国々と知的財産権審査協力を継続して発展させてきた。

代表的に、ASEAN地域での特許審査ハイウェイ (PPH、Patent Prosecution Highway) の拡大がある。特許審査ハイウェイとは、出願人が韓国で登録された特許を同じく相手国に申請すれば、当該の特許庁で優先的に審査する制度である。

韓国は現在、36の特許庁 (特許機構) と特許審査ハイウェイを締結している。ASEANの国々とは、持続的な協議の末、シンガポールやフィリピンの他に、2019年ベトナム、2020年マレーシアに特許審査ハイウェイの協力を拡大した。マレーシアの場合、これまで平均4年程度かかっていた特許獲得の期間を、1年以内に短縮させることができるようになった。

韓国登録特許効力認定制度 (PRP、Patent Recognition Program) は、特許審査ハイウェイより一層強力な審査協力制度である。2019年カンボジアをはじめに、2020年にはラオス、ブルネイに締結国が拡大した。韓国登録特許効力認定制度は、韓国で登録された特許と同一の出願に対し、出願人が申請すれば追加の審査なしに韓国特許の効力を現地でもそのまま認めてくれる制度である。

特に、カンボジアは、特許だけではなく、韓国で出願したデザインも他の出願より早く登録してくれるデザイン迅速登録制度も2020年8月から施行している。したがって、カンボジアへの進出を図っている企業は、より多様な知的財産権を確保できる。

このように、知的財産分野で韓国と ASEAN が着実に協力してきた結果、韓国企業が ASEAN に出願した知的財産権は 2015 年 7,110 件から 2019 年 12,787 件と、5 年間約 80%増加した。特許とデザインの出願はそれぞれ 54%、77%増加し、商標の出願は 89%も増加*して、新南方政策の実施以来、韓国企業の ASEAN への進出が以前より活発になっていることを示している。

*韓国→ASEAN 出願件数 (2015 年/2019 年) : (特許) 1,709/2,632、(実用新案) 383/713、(商標) 4,563/8,635、(デザイン) 455/807 ※出所 : WIPO statistics

一方、ASEAN 地域は韓国企業の進出が活発で韓流の人気が高いため、偽物の流通など、知的財産権の侵害に対する懸念が比較的に高い。

そのため、特許庁は、ASEAN 進出企業の知的財産を保護するために、ベトナム、タイ、インドネシア等に海外知的財産センター (IP-DESK) を設置・運営しており、2020 年にはフィリピンにも新設した。

海外知的財産センターは、商標、デザインなど、知的財産権の現地出願や知的財産権侵害調査および法律諮問等を支援しており、2020 年 1 年間 ASEAN 地域に進出した韓国企業に対し、計 165 件の商標・デザインの出願を支援した。

あわせて、特許庁は ASEAN 地域の知的財産インフラの改善と韓国にやさしい知的財産行政の構築を通じて、韓国企業が進出しやすい環境を整っている。

ASEAN 現地の知的財産基盤産業の育成のために、特許庁は政府開発援助 (ODA) 事業として、適正技術およびブランドの開発と普及を支援している。その結果、2018 年には、シルクで有名なベトナムでシルク紡織機技術とシルクブランドを開発し、現地に普及した。また、今年にはフィリピンを対象に、現地の特産品であるウラロでんぷんを活用したクッキー製造技術と当該クッキーのブランド開発を後押ししている。

さらに、ASEAN 加盟国を対象とする知的財産制度の診断を通じて国別の発展水準を確認し、IP 代理人制度および IP 価値評価など、各国の知的財産市場を拡大させるためのコンサルティング事業を持続的に進めている。

最後に、ASEAN 国家公務員と企業家が韓国の先進知的財産行政を経験し、専門性を高めるよう、教育プラットフォームを構築している。

国際知的財産研修院は、外国人のための知的財産教育プラットフォームの IP-Discovery に ASEAN 専用チャンネルを設けて、ASEAN ユーザーの知的財産権教育コンテンツへのアプローチ性を高めた。

これだけではなく、KOICA グローバル研修事業に参加して、ASEAN 内の知的財産権関連政府機関の公務員を対象に知的財産能力強化教育を推進している。今後は、個々の加盟国の言語・専門性等を踏まえた個別型教育コンテンツを開発し、提供する計画である。

特許庁の国際協力課長は、「昨年、ASEAN10 カ国が参加する地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定の最終署名が行われ、韓国が今後、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP) に加盟すれば、ASEAN 市場で知的財産権を取得しようとする企業がさらに増えるだろう」と見通した。

また、「特許庁は、韓国企業が知的財産を通じて ASEAN でより早く根を下ろし、成長していけるよう ASEAN の国々と継続して協力を強化していく」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム